議会基本条例策定特別委員会(第6・7・11・12回・第13回検討事項)会派検討内容

資料2-1

	第6回検討事項		第7回検討事項		第11回検討事項		第12回検討事項				第13回検討事項	
検討事項	議会モニターの実施		政策討論会の実施		政務活動費の適正な執行と公開		議員の政治倫理の確立、品位の保持		議員定数決定の手続き		災害時における議会の活動	
「考え方」前回提示内容	並びに議員活動に市民の意思を反映させるため、 議会モニター制度を設けることができる。		て、議会としての共通認識及び合意形成を図り、 もって政策立案及び政策提言を推進するため、政 策討論会を開催するものとする。		関する条例の定めるところにより適正に執行しな ければならない。		①議員は、市民の負託にこたえるため、その地位を利用して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないなど、高い倫理的義務が課せられていることを常に自覚し、市民の代表として、良心位責任感を持ってその責務を果たすとともに、品を保持し、識見を養うよう努めるものとする。		と展望を十分に考慮するとともに、市民や学識経験を有する者からの客観的な意見を参考にするものとする。 ②議員定数の基準は、人口、面積、財政状況及び市の事業課題並びに類似市の議員定数と比較検討し、決定するものとする。 ③議員定数を定めた条例の改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確なな政正理由を付して、議員又は委員会が提出するものとする。 ④議員の定数は、福島市議会議員定数条例で定め		事等が発生した場合は、市民及び地域の状況を的確に 把握し、緊急時における総合的かつ機能的な活動が図れるよう、危機管理体制の整備に努めるものとする。 ②議長は、災害等の不測の事態が発生したとき議会としての対応策を協議又は調整するための会議を (必要に応じて⇒「削除」) 開催するものとする。 ③議会は、災害等の状況を調査し、市民の意見及び要望を的確に把握するとともに、必要に応じて、市長等	
区分	条例案	考え方に対する意見等	条例案掲載	考え方に対する意見等	条例案掲載	考え方に対する意見等	条例案掲載	考え方に対する意見等	条例案	考え方に対する意見等	条例案	考え方に対する意見等
真政会	掲載 ×	(前回の意見) ・現時点においては、今後の検討課題とす る。	掲載	(前回の意見) ・判断できず。 ・自由討議との兼ね合いから、先進事例を 調査するなど、今後の検討課題とする。	<mark>·</mark> 拘載	(前回の意見) ・判断できず。 ・一人会派の取扱いを明確にすべきである。 ・政務活動費の支出は会派に対して補助金として交付されるものであり、議員個人の 調査研究には交付されないものとされている。会派の構成は、一般的、基本的に二人	/ 包載	(前回の意見) ・①は「識見を養うよう努めるものとする」でよい。 ・②の案については、①に内包しているので、基本条例の制定後の段階で考えていけばよい。	掲載	(前回の意見) ・①は「客観的な意見を参考にすることができる。」でよい。 ・②③④の考え方で示されているとおり、 議員定数は条例で定めるものであるから① の案でよいと考える。	掲載	(前回の意見) ・議会活動の原則の章ではなく、新たな項目として立ち上げるべきと考える。(被災した市議会としての条文を特別に盛り込み、非常事態の災害時に設置される災対本部に議会としても入られる体制、仕組みを条文に盛り込むべきと考える。)
		(今回の意見) ・前回と同様。		(今回の意見) ・前回と同様。		以上が会派とみなすものであるから、基本 条例の中で明記されるものと考えるので、 明確に確認してから判断する。		(今回の意見) ・②追記することで了解する。		(今回の意見) ・①は「客観的な意見を参考にすることができる。」としたい。		(今回の意見) ・②「必要に応じて」は残すことにしたい。 ・④「かつ適切」を追記することで了解したい。
みらい福島	0	(前回の意見)		(前回の意見)	- 0	(前回の意見)	0	(前回の意見)	0	(前回の意見)		(前回の意見) ・②として「議長は、情報収集のために、福島
		(今回の意見)	0	- (今回の意見)		_		(今回の意見)		- (今回の意見)	0	市災害対策本部に参加するものとする。」を追加する。 (今回の意見)
		(前回の意見)		(前回の意見)		(前回の意見)		(前回の意見)		(前回の意見)		・②は原案のとおりでよい。 (前回の意見)
市民21	×	・多様な課題について広く意見を聴取するにあたり、モニターのように特定の者に固定するのは趣旨に添わないと考える。・「議員活動」の文言は、議員への監視とも読み取れるので、賛同できかねる。 (今回の意見) ・参考人や公聴会を活用することで市民の意思は反映できると認識する。多様な課題について広く意見を聴取するにあたり、モニターのように特定の者に固定するのは趣旨に添わないと考える。	0	・闇雲にならない意味で、重要な政策及び 課題に特化すべき。 (今回の意見) ・闇雲にならない意味で、重要な政策及び 課題に特化すべき。今後「重要な」案件に ついて検討が必要。	0	・会派の定義については、結成手続きとその後の代表者会や各種委員会などへの出席や選出基準等の活動範囲だけが定められている状態であり、本来の定義については、本特別委員会で今後の検討項目として予定されており、また、現在、政務調査費検討会においても会派人数による使途基準について議論されているが、それらを踏まえていな本項目について議論した方が良いのではないか。	0	①語尾を修正案のとおり変更することで了解 ②追記することで了解 (今回の意見) ・今後、審査機関も含め倫理条例や規則 等、明確な基準の検討が必要 ・①語尾修正案了解。 ・②追記することで了解。	0	- (今回の意見) -	0	・今後、名議員所在の明確化や招集、不測の事態の考え方について、通年議会と並行して議論が必要。 ・④について、情報の氾濫等、安易な提供で混乱が生じないよう「情報提供を積極的」の後に、「且つ適切」を追記することを提言。 (今回の意見) ・前回と同様。 ・②「必要に応じて」を削除することに了解。
公明党	Δ	(前回の意見) ・必要な項目ではあるが現時点では検討したい。 (今回の意見) ・前回と同様。	0	(前回の意見) ・現時点では、合意形成(資料5)⇒立案・提言(資料6)⇒条例提案(資料7)の中に含まれるようにも思われるが、専門的知見を活用し再度、討論する場と考えれば、必要と思われる。 (今回の意見)	0	(前回の意見) —	0	(前回の意見) ・①修正で了解 ・②今回の検討は項目を盛り込むべきまでで、条例を別途定める件については、次の段階で検討してもいいのではないか。 (今回の意見) ・②の条例等については別途定める点で了解する。	0	(前回の意見) - (今回の意見) -	0	(前回の意見) ・災害時の経験を生かし、議員も地域の状況収集や災害対策本部会議への参加など行政と市民を結ぶ積極的な行動が取れる体制づくりが必要と思われる。 (今回の意見) ・前回と同様。
		(前回の意見) ・修正案で異議なし		(前回の意見)	(前回の意見)		(前回の意見)		(前回の意見)		(前回の意見) ・②「・・・必要に応じて・・・ 傍線部分を	
日本共産党	0	(今回の意見)・前回と同様。	0	- (今回の意見) -	0	_	0	(今回の意見) 	0	(今回の意見) 	0	<u>削除することを提案。</u> (今回の意見) -
社民党・護憲連合	0	(前回の意見) ・盛り込む場合の条件は、北名古屋市の市議会モニターの内容と同様にすべき。 (今回の意見) ・盛り込む場合の条件は、北名古屋市の市議会モニターの内容と同様にすることを提案する。(※市議会は、市民の意見を広く聴取し、市議会活動及び委員会活動並びに議員活動に反映させるため、市議会モニター制度を設けることができる。)	0	(前回の意見) ・「考え方について」のとおり (今回の意見)	0	(前回の意見) -	0	(前回の意見) ・原案(考え方)で盛り込む。 ・追加の「議員の政治倫理に関しては、別に条例で定める」を盛り込む。 (今回の意見)	0	(前回の意見) ・考え方①を「客観的な意見を参考にすることができる」の修正案で盛り込む。 (今回の意見) ・原案の考え方で盛り込む。	0	(前回の意見) - (今回の意見) ・修正案のとおり盛り込む。